

期 中 の 評 価 個 表

事業名	復旧治山（国有林）	事業計画期間	昭和52年度～平成22年度（34年間）								
事業実施地区名 （都道府県名）	南大山（みなみだいせん） （鳥取県）	事業実施主体	近畿中国森林管理局 鳥取森林管理署								
事業の概要・目的	<p>当地区は、大山の土砂発生源のひとつである大山南壁といわれる大規模崩壊地である。大山が解体期の山であること、冬の季節風にさらされる独立峰であることと相まって、生産される土量は膨大な量である。</p> <p>また、豪雨の度当地区直下の県道に土砂が流出し、通行止め等を余儀なくされており、地元自治体等から事業の実施を強く求められた。</p> <p>このため、荒廃地の直接的な復旧とともに、溪間工により不安定土砂の移動を抑止し溪床を安定させ、下流域の保全、保安林機能の増進を図ることを目的に事業を実施している。</p> <p>主な事業内容：溪間工55基 山腹工 3.52 ha 総事業費：2,555,502千円（平成15年度の評価時点：2,555,502千円）</p>										
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>平成19年度に荒廃地の状況を考慮し、溪間工の数量を見直した計画としている。</p> <p>なお、平成20年度における費用対効果分析の結果は以下のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>総費用（C）</td> <td>4,299,016 千円</td> </tr> <tr> <td>総便益（B）</td> <td>水源かん養便益 1,077,591 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山地保全便益 6,680,274 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計 7,757,865 千円</td> </tr> </table> <p>分析結果（B / C） 1.80</p>			総費用（C）	4,299,016 千円	総便益（B）	水源かん養便益 1,077,591 千円		山地保全便益 6,680,274 千円		計 7,757,865 千円
総費用（C）	4,299,016 千円										
総便益（B）	水源かん養便益 1,077,591 千円										
	山地保全便益 6,680,274 千円										
	計 7,757,865 千円										
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	<p>当地区は、殆どが原生的な森林が占め、豊かな自然を有することから森林生態系保護地域として指定し保護している。降水量は、日本海側気候であるため、冬季と梅雨期に多く、積雪量は山間部では1m前後、スキー場のある付近では2mを超えることもあり、また、大山山頂は氷点下10℃を下回るなど厳しい気象環境である。</p> <p>当地区の直下には、主要地方道（倉吉江府溝口線）が走り、大山隠岐国立公園の大山観光として多くの行楽客が利用しており、道路の安全度の向上が求められている。</p> <p>周辺の社会経済情勢については、特段の変化はない。</p> <p>保全対象：県道 400m</p>										
事業の進捗状況	<p>当地区の特殊荒廃地斜面からの崩落土砂の移動抑止と山脚の固定のため溪間工を中心に施工している。また、当地区は大山隠岐国立公園内であることから、復旧にあたっては自然環境の保全に配慮しつつ事業実施に努めている。</p> <p>事業の進捗率は、87%（平成19年度末事業費）である。</p>										
関連事業の整備状況	<p>下流域では、国土交通省により、直轄砂防事業が実施されている。</p>										
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	<p>当地区流域の荒廃を抑制して、下流域の土砂災害を防止するための事業の継続は必要。</p> <p>下流域で実施している砂防事業との連携した対策及び自然環境・景観に配慮した計画、工法を望む。（鳥取県）</p> <p>当地区流域の荒廃を抑制して、下流域の土砂災害を防止する上で必要性を認識している。景観・生態系に配慮した事業の継続を望む。（大山町）</p>										
事業コスト縮減等の可能性	<p>間伐材や現地発生材を利用した工法の採用等による工事コストの低減に加え、大山隠岐国立公園内であることから環境との調和を目的とした修景の残存型枠等を採用し、ライフサイクルコストの低減に努めている。今後も、現地の状況に応じて工種・工法を検討・採用しさらにコスト縮減に努める。</p>										
代替案の実現可能性	<p>該当なし。</p>										
第三者委員会の意見	<p>下流域の保全の必要性、地域の要望等から対象事業を継続することが妥当と考える。</p>										

評価結果及び実施方針	<ul style="list-style-type: none">・必要性： 山腹崩壊地及び溪床に堆積する不安定土砂の状況から、放置すれば荒廃の拡大が懸念されており、また、地元から事業の継続実施を要望されていることから、事業の必要性が認められる。・効率性： 対策工の計画にあたっては、現地に応じた最も効果的かつ効率的な工種・工法で検討しており、事業実施にあたってはコスト縮減に努めていることから、事業の効率性が認められる。・有効性： 当事業の効果として、山腹工によって崩壊地が復旧し溪間工によって溪床勾配が緩和され溪床に堆積している土砂が安定化する等下流域の保全が図られてきており、事業の継続により更にその効果が高まっていくものと考えられ、事業の有効性が認められる。 <p>上記 ~ の各項目及び各観点からの評価、並びに第三者委員会の意見を踏まえ総合的かつ客観的に検討したところ、事業の継続実施が妥当と判断される。</p> <ul style="list-style-type: none">・実施方針：事業を継続する。
------------	---